

令和5年度第2回献血推進調査会の審議結果について（概要）

1 開催日時・場所

令和5年10月23日（月）14:00～16:00

日比谷国際ビルコンファレンススクエア8階8E会議室（Web会議）

2 出席者

○献血推進調査会委員（12名）※五十音順、敬称略

石田 明、喜多村 祐里、柑本 美和、佐々木 司、武田 飛呂城、田中 里沙、根岸 久美子、林 美紗、人見 嘉哲、松本 剛史、宮川 政昭、渡部 るみ子

○日本赤十字社（2名）※敬称略

早坂 勤、中村 篤典

○参考人（4名）※敬称略

岡田 史 恵（広島県健康福祉局薬務課長）

小山 遊 子（株式会社イトーヨーカ堂 経営企画室サステナビリティ推進部総括マネジャー）

強矢 健太郎（株式会社イトーヨーカ堂 経営企画室サステナビリティ推進部マネジャー）

花田 あやか（株式会社イトーヨーカ堂 経営企画室サステナビリティ推進部）

3 議事概要

○議題1 令和6年度の献血の推進に関する計画について（案）

令和6年度の献血の推進に関する計画（案）について、前年度からの変更点、今後のスケジュールを説明し、了解を得た。

○議題2 自治体・企業における献血推進活動

広島県健康福祉局薬務課岡田様より広島サミット開催に備えた広島県献血推進計画の策定の取組及び若年層献血推進の取組、株式会社イトーヨーカ堂小山様より社内献血促進の取組を紹介いただいた。

○議題3 その他

上半期モニタリング結果として、令和5年4月～令和5年9月までの献血に関わる実績を事務局より説明した。また、「献血推進2025」に関して、基本方針とスケジュールを合わせるため、目標年度を延長し、法律、基本方針、計画・目標が一連のものとなるよう整理し、来年度の第1回調査会において、議論いただくことを説明した。

以上

令和六年度の献血の推進に関する計画を 定める件（案）について（概要）

1. 制定の趣旨

- 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣は、毎年度、翌年度の献血の推進に関する計画（以下「献血推進計画」という。）を定めることとされている。
- 今般、令和六年度の献血推進計画を定めるもの。

2. 告示案の概要

- 法第10条第2項の規定に基づき、献血推進計画において、次に掲げる事項について定めることとされている。
 - 第1 当該年度に献血により確保すべき血液の目標量
 - 第2 献血に関する普及啓発その他の当該目標量を確保するために必要な措置に関する事項
 - 第3 その他献血の推進に関する重要事項
- 上記の事項について、令和四年度までの献血の実施状況とその評価等を踏まえ、令和六年度の献血推進計画を定めることとする。なお、令和五年度の献血推進計画からの主な変更点として、上記第2の事項に関し、国は、小中学校現場での献血推進活動を含め、献血への理解を深めてもらうための取組を行うことについて記載することとする。

3. 根拠条項

- 法第10条第1項及び同条第4項において準用する法第9条第5項

4. 施行期日等

- 告示日：令和6年2月下旬（予定）
- 適用期日：令和6年4月1日

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）（抄）

(基本方針)

第九条 厚生労働大臣は、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に関する基本的な方向

二 血液製剤(用法、効能及び効果について血液製剤と代替性のある医薬品又は再生医療等製品であつて、厚生労働省令で定めるものを含む。第八号において同じ。)についての中期的な需給の見通し

三 血液製剤に関し国内自給が確保されるための方策に関する事項

四 献血の推進に関する事項

五 血液製剤の製造及び供給に関する事項

六 血液製剤の安全性の向上に関する事項

七 血液製剤の適正な使用に関する事項

八 その他献血及び血液製剤に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、少なくとも五年ごとに基本方針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、薬事・食品衛生審議会の意見を聴くものとする。

5 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(献血推進計画)

第十条 厚生労働大臣は、基本方針に基づき、毎年度、翌年度の献血の推進に関する計画(以下「献血推進計画」という。)を定め、都道府県にその写しを送付するものとする。

2 献血推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該年度に献血により確保すべき血液の目標量

二 献血に関する普及啓発その他の前号の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

三 その他献血の推進に関する重要事項

3 採血事業者及び血液製剤(厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)の製造販売業者は、献血推進計画の作成に資するため、毎年度、翌年度において献血により受け入れることが可能であると見込まれる血液の量、供給すると見込まれる血液製剤の量その他の厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 前条第四項及び第五項の規定は、献血推進計画について準用する。

- 5 都道府県は、基本方針及び献血推進計画に基づき、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、毎年度、翌年度の当該都道府県における献血の推進に関する計画(次項において「都道府県献血推進計画」という。)を定めるものとする。
- 6 都道府県は、都道府県献血推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(案)

令和6年度の献血の推進に 関する計画

令和6年 月 日

厚生労働省告示第号

目次

前文	1
第1 令和6年度に献血により確保すべき血液の目標量	1
第2 献血に関する普及啓発その他の第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項	1
1 献血推進の実施体制と役割	1
2 献血推進のための施策	2
(1) 普及啓発活動の実施	
ア 国民全般を対象とした普及啓発	
イ 若年層を対象とした普及啓発	
ウ 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発	
(2) 採血所の環境整備等	
ア 献血者が安心して献血できる環境の整備	
イ 献血者の利便性の向上	
第3 その他献血の推進に関する重要事項	5

1	献血の推進に際し、考慮すべき事項	5
	(1) 血液検査による健康管理サービスの充実	
	(2) 血液製剤の安全性を向上させるための対策の推進	
	(3) 採血基準の在り方の検討	
	(4) まれな血液型の血液の確保	
	(5) 献血者の意思を尊重した採血の実施	
2	輸血用血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応 . . .	6
3	災害時等における献血の確保	6
4	献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価	6

令和6年度の献血の推進に関する計画

前文

- ・ 本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第1項の規定に基づき定める令和6年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成31年厚生労働省告示第49号）に基づくものである。

第1 令和6年度に献血により確保すべき血液の目標量

- ・ 令和6年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、赤血球製剤52万リットル、血漿製剤^{しょう}25万リットル、血小板製剤17万リットルであり、それぞれ必要と見込まれる量と同量が製造される見込みである。
- ・ さらに、確保されるべき原料血漿^{しょう}の量の目標を勘案すると、令和6年度には、全血採血による●万リットル及び成分採血による●万リットル（血漿成分採血●万リットル及び血小板成分採血●万リットル）の計●万リットルの血液を献血により確保する必要がある。

第2 献血に関する普及啓発その他の第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

令和4年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、令和6年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。

1 献血推進の実施体制と役割

- ・ 国は、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、採血事業者等の関係者の協力を得て、献血により得られた血液を原料とした輸血用血液製剤及び血漿^{しょう}分画製剤（以下「血液製剤」という。）の安定供給を確保し、その国内自給を推進する。そのため、広く国民に対し、治療に必要な血液製剤の確保が相互扶助と博愛精神による自発的な献血によって支えられていることや、血液製剤の適正使用が求められていることなどを含め、献血や血液製剤について国民に正確な情報を伝え、その理解と献血への協力を求めるため、教育及び啓発を行う。
- ・ 都道府県及び市町村は、国、採血事業者等の関係者の協力を得て、地域の実情に応じた取組を通じて、住民の献血への関心を高め、献血への参加を促進する。都道府県は、採血事業者、医療関係者、商

工会議所、教育機関、報道機関、ボランティア組織等から幅広く参加者を募って、献血推進協議会を設置し、採血事業者、血液事業に関わる民間組織等と連携して、都道府県献血推進計画を策定する。このほか、献血や血液製剤に関する教育及び啓発を検討するとともに、民間の献血推進組織の育成等を行うことが望ましい。また、市町村においても、同様の協議会を設置し、献血推進に取り組むことが望ましい。

- ・ 採血事業者は、国、都道府県、市町村等の関係者の協力を得て、献血者の安全に配慮するとともに、献血者に心の充足感をもたらし、継続して献血に協力できる環境の整備を行うことが重要である。このため、国、都道府県、市町村等の関係者と協力して効果的なキャンペーンを実施することなどにより、献血や血液製剤に関する一層の理解を促すとともに、献血への協力を呼びかけることが求められる。

2 献血推進のための施策

(1) 普及啓発活動の実施

ア 国民全般を対象とした普及啓発

(ア) 全国的なキャンペーン等の実施

- ・ 国、都道府県及び採血事業者は、7月に「愛の血液助け合い運動」を、翌年の1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施する。また、「愛の血液助け合い運動」の主たる行事として、岐阜県において献血運動推進全国大会を開催し、献血運動の推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団体又は個人を表彰する。
- ・ 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、テレビ、SNSを含むインターネット、ポスター等の各広報媒体を効果的に活用し、献血や血液製剤に関する理解と協力を呼びかける。その際、ポスター等においてはインターネット上の情報にアクセスしやすい工夫をする。
- ・ 国及び採血事業者は、都道府県、市町村、製造販売業者等の協力を得て、普及啓発資材等を活用し、近年需要が増大している血漿^{しょう}分画製剤について、献血から得られた血液を原料とすることや、多くの疾患の治療に欠かすことができないことなどを周知するとともに、安定供給が確保されるよう、成分採血への協力を呼びかける。

(イ) 企業等における献血への取組の推進

- ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、献血に協賛する企業や団体を募り、企業等の社会貢献活動の一つとして、集団献血を含めた企業等における献血の推進を

促す。

- ・ 採血事業者は、血液センター等における献血推進活動の展開に際し、地域の実情に即した方法で企業等との連携強化を図り、企業等における献血の推進を図るための呼びかけを行う。特に若年層の労働者の献血促進について企業等に協力を求める。また、献血や血液製剤について企業等に分かりやすく説明するための「献血セミナー」を実施する。
- ・ 企業等は、従業員等に対し、ボランティア活動の一環として献血に協力するよう呼びかけるとともに、献血のための休暇取得を容易に行えるよう配慮するなど、進んで献血しやすい環境づくりを推進することが望ましい。

(ウ) 複数回献血の推進

- ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、複数回献血の重要性や安全性について広く国民に周知する。
- ・ 採血事業者は、献血者から継続的な献血への協力を得られるよう、献血者へのサービスの向上を図るとともに、平素から献血者に対し、複数回献血への協力を呼びかける。特に若年層に対しては、「イ 若年層を対象とした普及啓発」等に定める取組を通じて、複数回献血の推進を図る。

イ 若年層を対象とした普及啓発

(ア) 普及啓発資材の作成

- ・ 国は、若年層向けの普及啓発資材として、大学、短期大学、専門学校等の入学生を対象とした啓発ポスター、中学生や高校生を対象とした、献血や血液製剤について解説した資材や献血への理解を促すポスターを作成する。なお、作成にあたっては、学校等でのパソコン、タブレット等による利用にも留意する。また、関係省庁間で連携しながら、都道府県、市町村及び採血事業者の協力を得て、これらの資材等の活用を通じ、献血や血液製剤に関する理解を深めるための普及啓発を行う。

(イ) 効果的な広報手段等を活用した取組

- ・ 国、都道府県及び採血事業者は、SNSを含むインターネット等を主体とした情報発信により、目に触れる機会を増やすとともに、実際に献血してもらえるよう、学生献血推進ボランティア等の同世代からの働きかけや、献血についての普及啓発資材に国が作成した献血推進キャラクターを活用するなど、実効性のある取組を行う。

(ウ) 献血セミナー等の実施

- ・ 採血事業者は、「献血セミナー」を開催するとともに、血液センター等での体験学習の機会を積極的に設け、献血や血

液製剤について正確な情報を伝え、協力の確保を図る。その推進に当たっては、国と連携するとともに、都道府県、市町村、献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得る。また、「献血セミナー」等をきっかけとして献血に関心を持った献血未経験者等に、採血事業者が提供する献血 Web 会員サービス「ラブラッド」への登録を働きかける。

- ・ 都道府県及び市町村は、採血事業者が実施する「献血セミナー」や血液センター等での体験学習の機会を学校等において積極的に活用してもらえよう情報提供を行うとともに、献血推進活動を行うボランティア組織との有機的な連携を確保する。

(I) 学校等における献血の普及啓発

- ・ 国は、小中学校現場での献血推進活動を含め、献血への理解を深めてもらうための取組を行う。
- ・ 採血事業者は、国及び都道府県の協力を得て、学生献血推進ボランティアとの更なる連携を図り、学校等における献血の推進を促す。また、将来医療従事者になろうとする者に、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取組を行う。

ウ 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発

- ・ 次世代の献血者を育てていくため、親から子へ献血や血液製剤について伝えることが重要である。このため、国、都道府県、市町村及び採血事業者は、親子で一緒に献血に触れ合えるよう、血液センター等を活用した啓発を行う。

(2) 採血所の環境整備等

ア 献血者が安心して献血できる環境の整備

- ・ 採血事業者は、献血の受入れに際して献血申込者に不快の念を与えないよう、丁寧な処遇をすることに特に留意する。その際、献血ができなかった者に対しては、その理由について分かりやすく説明するなど、その後の献血推進への協力に繋がるよう配慮する。
- ・ 採血事業者は、献血者の要望を把握し、採血後の休憩スペースを十分に確保するなど、献血受入体制の改善に努める。また、献血者の個人情報を保護するとともに、国の適切な関与の下で献血による健康被害に対する補償のための措置を実施するなど、献血者が安心して献血できる環境整備を行う。
- ・ 採血事業者は、特に初回献血者が抱えている不安等を軽減することはもとより、献血者の安全確保を図ることが必要である。このため、採血の手順や採血後に十分な休憩をとる必要性、気

分が悪くなった場合の対処方法等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を採血の度ごとに十分に行う。

- ・ 採血事業者は、地域の特性に合わせて、献血者に安心、やすらぎを与える採血所の環境づくり等を行い、より一層のイメージアップを図る。
- ・ 採血事業者は、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、献血者が安心して献血できるよう感染症対策を十分に行うとともに、献血者へ対策についての情報発信を適切に行う。
- ・ 国及び都道府県は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。

イ 献血者の利便性の向上

- ・ 採血事業者は、献血者の利便性に配慮しつつ、安全で安心かつ効率的に採血を行う必要がある。このため、立地条件等を考慮した採血所の設置、地域の実情に応じた献血受入時間帯の設定及び移動採血車による計画的採血、企業や団体等の意向を踏まえた集団献血の実施、子育て世代に対応した託児スペースの整備、ICTを活用したWEB予約の推進等に積極的に取り組む。

第3 その他献血の推進に関する重要事項

1 献血の推進に際し、考慮すべき事項

(1) 血液検査による健康管理サービスの充実

- ・ 採血事業者は、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際して献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認してその結果を通知する。また、低血色素により献血ができなかった者に対して、栄養士等による健康相談を実施する。
- ・ 献血申込者の健康管理に資する検査の充実は献血の推進に有効であることから、国は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。

(2) 血液製剤の安全性を向上させるための対策の推進

- ・ 国は、採血事業者と連携し、献血者の本人確認及び問診の徹底、H I V等の感染症の検査を目的とした献血を防止するための措置等、善意の献血者の協力を得て、血液製剤の安全性を向上させるための対策を推進する。

(3) 採血基準の在り方の検討

- ・ 国は、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進及び血液の有効利用の観点から、採血基準の見直しを検討する。

(4) まれな血液型の血液の確保

- ・ 採血事業者は、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型を持つ者に対し、その者の意向

を踏まえ、登録を依頼する。

- ・ 国は、まれな血液型の血液の供給状況について調査する。

(5) 献血者の意思を尊重した採血の実施

- ・ 採血事業者は、初回献血者や献血に不安がある方に対しては、採血区分（200ミリリットル全血採血、400ミリリットル全血採血又は成分採血）や採血基準を満たしていれば、いずれの採血も安全であることについて十分な説明を行い、献血者の意思を可能な限り尊重した上で、採血区分を決定する。（なお、採血事業者が献血者に対し、医療需要に応じた採血区分の採血への協力を求めることは可能である。）

2 輸血用血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

- ・ 国、都道府県及び採血事業者は、製造販売業者等の保有する輸血用血液製剤（特に有効期間の短い血小板製剤と赤血球製剤）の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、その供給に支障を来す危険性を勘案し、国の献血推進本部設置要綱（平成17年4月1日決定）及び採血事業者が策定した対応マニュアルに基づき、早急に所要の対策を講ずる。

3 災害時等における献血の確保

- ・ 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、災害時等において医療需要に応じた必要な血液量を確保できるよう、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。その際、採血事業者は、被害状況等の情報収集を行ったうえで、献血の受入れの可否について判断するなど、献血者の安全に十分に配慮する。
- ・ 採血事業者は、あらかじめ災害時等に備えて、関係者との通信手段の確保、広域的な需給調整の対応を含む事業継続計画を定める。国、都道府県及び市町村は、広域的な需給調整を行う際など、採血事業者の取組を支援する。
- ・ 採血事業は、医療体制の維持に不可欠なものであることを踏まえ、採血事業者は、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、医療需要に応じた血液製剤の安定供給を図るため、安心・安全な献血環境の保持と献血者への感染防止を図るとともに、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。また、国、都道府県及び市町村は、採血事業者の取組を支援する。

4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価

- ・ 国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的及び長期的な効果並びに進捗状況並びに採血事業者による献血の受入れの実績を確認し、その評価を令和7年度の献血推進計画等の作成に

当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策を見直すことが必要である。

- 国は、献血の推進及び受入れに関し関係者の協力を求める必要性について、献血推進活動を行うボランティア組織と認識を共有し、必要な措置を講ずる。
- 採血事業者は、国の協力を得て、献血者や献血未経験者へのアンケート等を継続的に実施し、それらの意見等を踏まえ、効果的な普及啓発や献血者の利便性の向上に資する取組を実施する。併せて、献血の受入れに関する実績、体制等の評価を行い、献血の推進に活用する。

令和6年度の献血の推進に関する計画（案） 新旧対照表

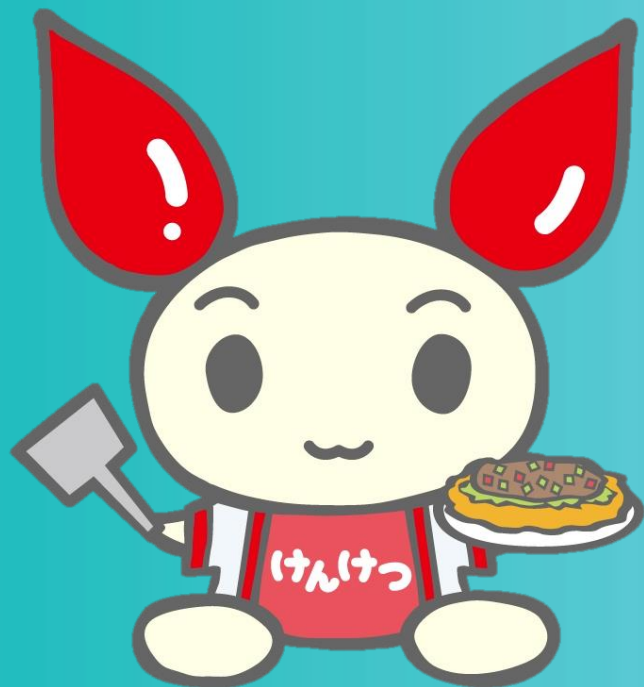
（傍線部分は変更部分）

令和6年度献血推進計画（案）	令和5年度献血推進計画
<ul style="list-style-type: none"> • 本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第1項の規定に基づき定める令和6年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成31年厚生労働省告示第49号）に基づくものである。 <p>第1 令和6年度に献血により確保すべき血液の目標量</p> <ul style="list-style-type: none"> • 令和6年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、赤血球製剤 52 万リットル、血漿製剤 25 万リットル、血小板製剤 17 万リットルであり、それぞれ必要と見込まれる量と同量が製造される見込みである。 • さらに、確保されるべき原料血漿の量の目標を勘案すると、令和6年度には、全血採血による●万リットル及び成分採血による●万リットル（血漿成分採血●万リットル及び血小板成分採血●万リットル）の計●万リットルの血液を献血により確保する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> • 本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第1項の規定に基づき定める令和5年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成31年厚生労働省告示第49号）に基づくものである。 <p>第1 令和5年度に献血により確保すべき血液の目標量</p> <ul style="list-style-type: none"> • 令和5年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、赤血球製剤 52 万リットル、血漿製剤 25 万リットル、血小板製剤 17 万リットルであり、それぞれ必要と見込まれる量と同量が製造される見込みである。 • さらに、確保されるべき原料血漿の量の目標を勘案すると、令和5年度には、全血採血による 135 万リットル及び成分採血による 85 万リットル（血漿成分採血 54 万リットル及び血小板成分採血 31 万リットル）の計 220 万リットルの血液を献血により確保する必要がある。

令和6年度献血推進計画（案）	令和5年度献血推進計画
<p data-bbox="129 288 1102 368">第2 献血に関する普及啓発その他の第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項</p> <p data-bbox="197 424 1102 544">令和4年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、令和6年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。</p> <p data-bbox="181 600 566 632">2 献血推進のための施策</p> <p data-bbox="226 644 575 676">(1) 普及啓発活動の実施</p> <p data-bbox="266 689 777 721">ア 国民全般を対象とした普及啓発</p> <p data-bbox="295 732 822 764">(7) 全国的なキャンペーン等の実施</p> <ul data-bbox="318 777 1102 1072" style="list-style-type: none"> ・ 国、都道府県及び採血事業者は、7月に「愛の血液助け合い運動」を、翌年の1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施する。また、「愛の血液助け合い運動」の主たる行事として、<u>岐阜県</u>において献血運動推進全国大会を開催し、献血運動の推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団体又は個人を表彰する。 <p data-bbox="248 1128 734 1160">イ 若年層を対象とした普及啓発</p> <p data-bbox="291 1171 660 1203">(7) 普及啓発資材の作成</p> <ul data-bbox="318 1216 1102 1422" style="list-style-type: none"> ・ 国は、若年層向けの普及啓発資材として、大学、短期大学、専門学校等の入学生を対象とした啓発ポスター、<u>中学生や高校生を対象とした</u>、献血や血液製剤について解説した<u>資材</u>や献血への理解を促すポスターを作成する。なお、作成にあたっては、学校 	<p data-bbox="1120 288 2096 368">第2 献血に関する普及啓発その他の第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項</p> <p data-bbox="1187 424 2096 544">令和3年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、令和5年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。</p> <p data-bbox="1171 600 1556 632">2 献血推進のための施策</p> <p data-bbox="1216 644 1568 676">(1) 普及啓発活動の実施</p> <p data-bbox="1256 689 1769 721">ア 国民全般を対象とした普及啓発</p> <p data-bbox="1285 732 1814 764">(7) 全国的なキャンペーン等の実施</p> <ul data-bbox="1308 777 2096 1072" style="list-style-type: none"> ・ 国、都道府県及び採血事業者は、7月に「愛の血液助け合い運動」を、翌年の1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施する。また、「愛の血液助け合い運動」の主たる行事として、<u>千葉県</u>において献血運動推進全国大会を開催し、献血運動の推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団体又は個人を表彰する。 <p data-bbox="1240 1128 1727 1160">イ 若年層を対象とした普及啓発</p> <p data-bbox="1283 1171 1653 1203">(7) 普及啓発資材の作成</p> <ul data-bbox="1308 1216 2096 1422" style="list-style-type: none"> ・ 国は、若年層向けの普及啓発資材として、大学、短期大学、専門学校等の入学生を対象とした啓発ポスター、<u>高校生を対象とした</u>献血や血液製剤について解説した<u>教材及び中学生を対象とした</u>献血への理解を促すポスターを作成する。なお、作成にあたっては、学校

令和6年度献血推進計画（案）	令和5年度献血推進計画
<p>等でのパソコン、タブレット等による利用にも留意する。また、関係省庁間で連携しながら、都道府県、市町村及び採血事業者の協力を得て、これらの<u>資材等の活用を通じ、献血や血液製剤に関する理解を深めるための普及啓発を行う。</u></p> <p>(I) 学校等における献血の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国は、小中学校現場での献血推進活動を含め、献血への理解を深めてもらうための取組を行う。</u> (略) <p>第3 その他献血の推進に関する重要事項</p> <p>4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的及び長期的な効果並びに進捗状況並びに採血事業者による献血の受入れの実績を確認し、その評価を令和7年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策を見直すことが必要である。 	<p>ては、学校等でのパソコン、タブレット等による利用にも留意する。また、関係省庁間で連携しながら、都道府県、市町村及び採血事業者の協力を得て、これらの<u>教材等の活用を通じ、献血や血液製剤に関する理解を深めるための普及啓発を行う。</u></p> <p>(I) 学校等における献血の普及啓発 (新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 採血事業者は、国及び都道府県の協力を得て、学生献血推進ボランティアとの更なる連携を図り、学校等における献血の推進を促す。また、将来医療従事者になろうとする者に、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取組を行う。 <p>第3 その他献血の推進に関する重要事項</p> <p>4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的及び長期的な効果並びに進捗状況並びに採血事業者による献血の受入れの実績を確認し、その評価を令和6年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策を見直すことが必要である。

広島県における 献血推進の取組について



令和5年10月23日
広島県健康福祉局薬務課

本日の話題

広島サミットの輸血用血液供給体制

若年層に対する献血推進の取組について

令和5年度広島県献血推進計画への反映

●災害時等における血液製剤の確保

5月に開催される「広島サミット」に向け、県は、採血事業者と連携し、災害及び不測の事態が発生した場合の救護に必要な血液製剤を確保するとともに、その供給体制を整備する。

G7「献血活動縮小」不測の事態に備え血液製剤を多く確保へ

04月21日 17時23分

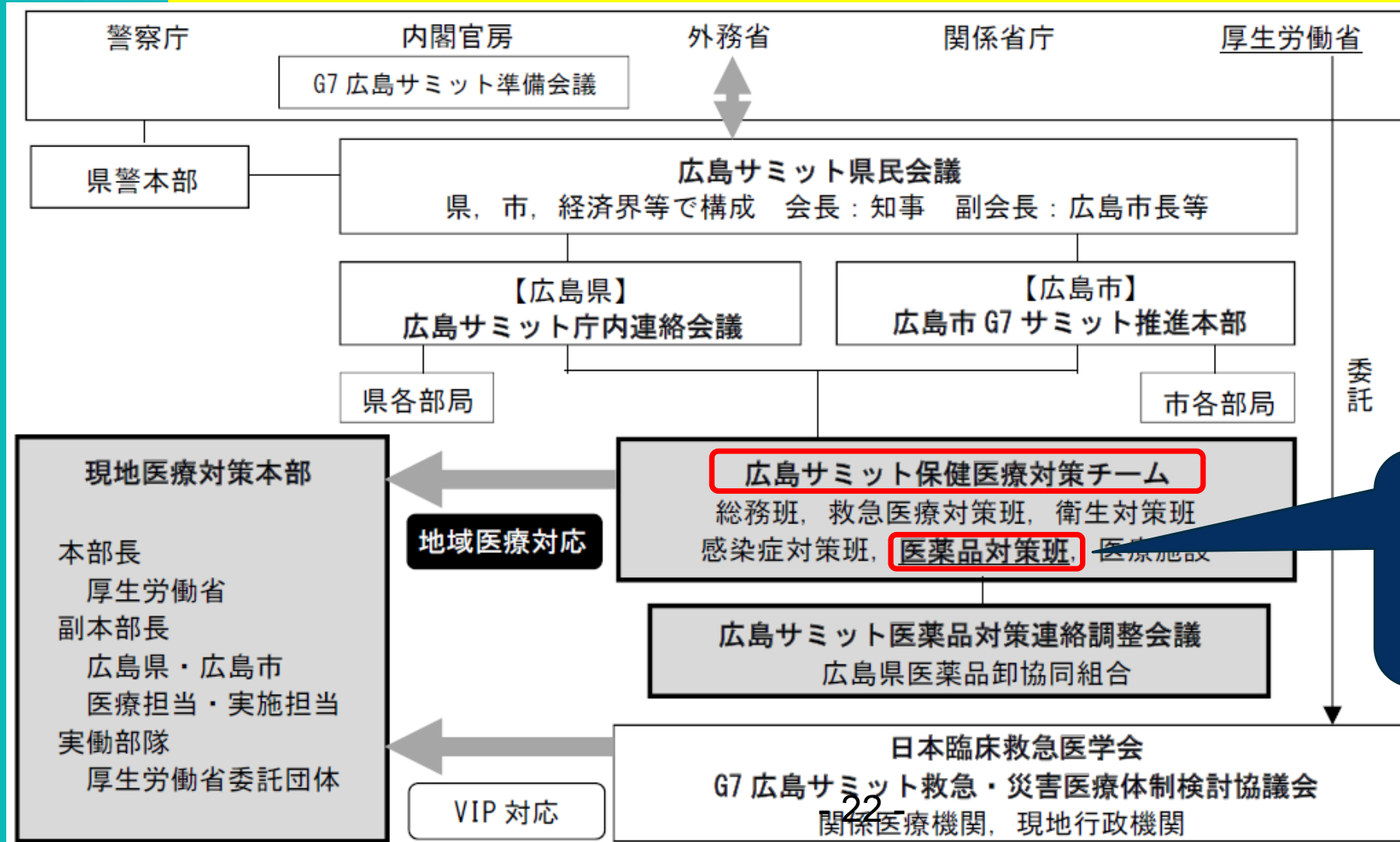


G7広島サミットに伴う交通規制などの影響で献血の活動が縮小を余儀なくされる中、広島県などは輸血が必要になる不測の事態にも備えて、血液製剤を通常より多く確保する準備を進めていることが分かりました。

G7広島サミットが開かれる期間は、警備に伴う交通規制などの影響で献血バスの運用をとりやめるほか、献血ルームの稼働も縮小を余儀なくされる見通しです。

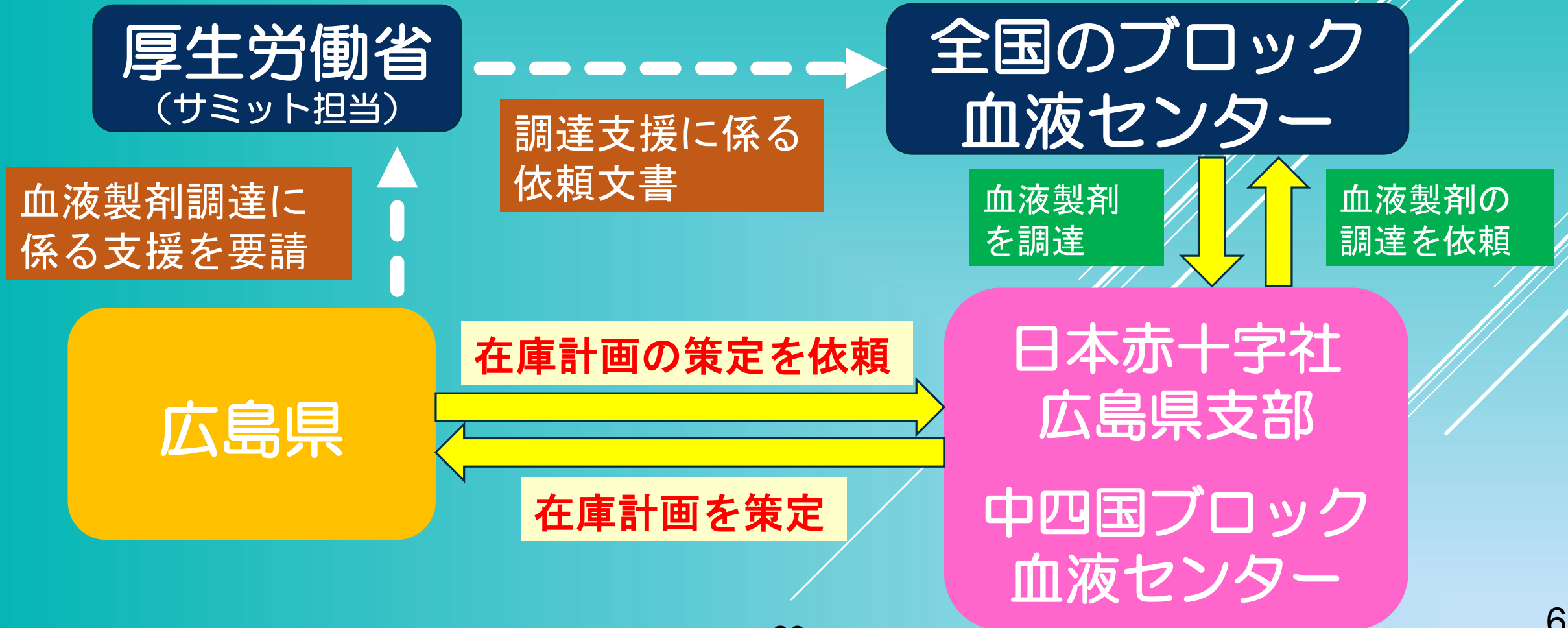
さらに、輸血が必要になるような不測の事態が起きた際にも安定的に血液を供給できるように、広島県と県赤十字血液センターなどは、血液製剤を通常より多く確保する準備を進めていることが分かりました。- 21 -

広島サミットの実施体制（医療分野）



医薬品（血液製剤を含む）の備蓄・供給
毒物劇物に関する安全対策

日本赤十字社との連携



広島サミット血液製剤在庫計画

中四国ブロック Rh(-)「赤血球」保有在庫

通常保有在庫

※本数=400ml

	A型	O型	B型	AB型	合計
単位	58	44	38	32	172
本数	29	22	19	16	86

サミット時保有在庫 (目標)

※前回、前々回のサミットと同数とする

	A型	O型	B型	AB型	合計
単位	100	120	50	30	300
本数	50	60	25	15	150

強化本数

	A型	O型	B型	AB型	合計
本数	21	38	6	0	65

総括・反省点

野外救護ユニット（仮設の医療施設）へのO型Rh-血液製剤の供給について、国と県で認識の齟齬があったため、調達がサミット開催日の直前となった。

【国の要請】 計画在庫量とは別に20本を調達

【県の認識】 計画在庫量の中から20本を施設に供給

本日の話題

広島サミットの輸血用血液供給体制

若年層に対する献血推進の取組について

令和5年度広島県献血推進計画

令和5年度広島県献血推進計画は、令和5年3月28日に策定。(一部抜粋・要約)

イ 若年層を対象とした普及啓発

(ア) 普及啓発資材の作成

- 普及啓発資材を作成し、教育委員会等と連携して、県内の高校3年生に配布する。

(イ) 効果的な広報手段等を活用した取組

- 学生献血推進ボランティア等の働きかけや、普及啓発資材に献血推進キャラクターを活用する等、実効性のある取組を行う。
- 献血啓発資材の作成に際して、SNSを含むインターネット上の情報にアクセスしやすい工夫をし、目に触れる機会を増やす。
- 広島県献血推進ポスターの図案を募集する。

(ウ) 献血セミナー等の実施

- 学校等に情報提供を行うとともに、ボランティア組織と連携を図る。また、「ラブラッド」を周知するとともに、継続的な献血の協力を呼びかける。

(エ) 学校等における献血の普及啓発

- 学生献血推進ボランティアとの更なる連携を図り、学校等における献血の推進を促す。

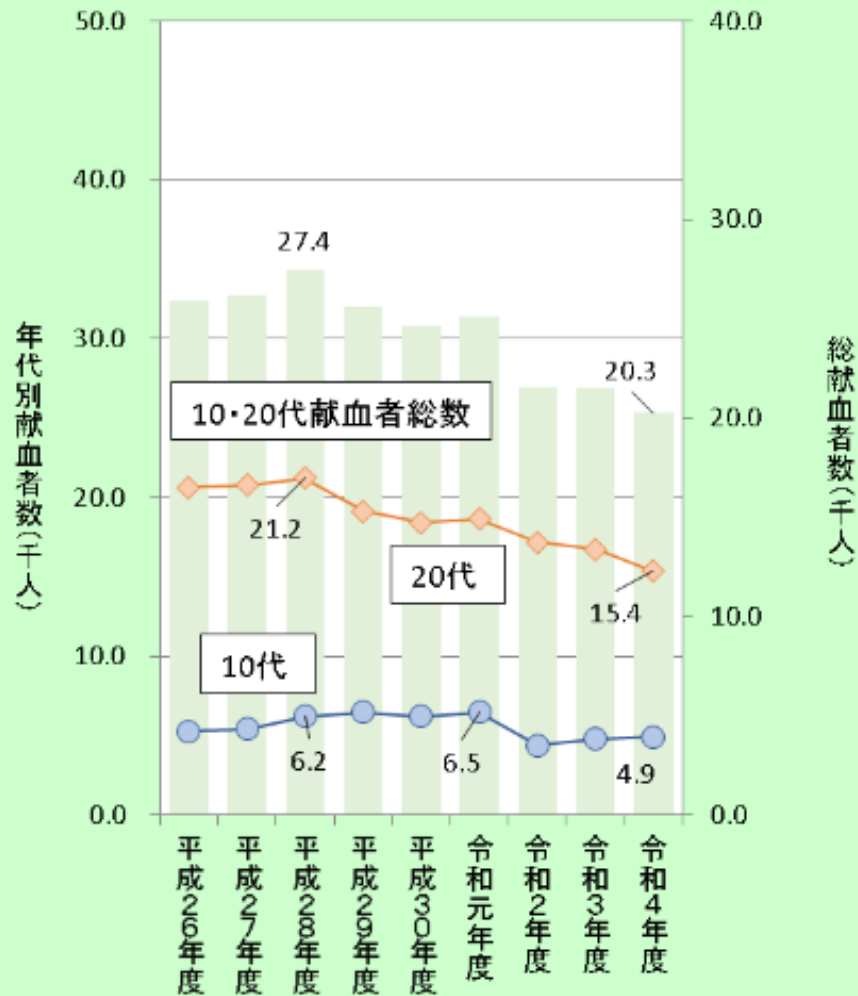
ウ 幼少期の子どもとその保護者を対象とした普及啓発

- 保護者と子どもと一緒に献血に触れ合える見学会及び出前講座等の啓発を行う。

若年層に対する献血推進の取組について

令和5年度広島県献血推進計画

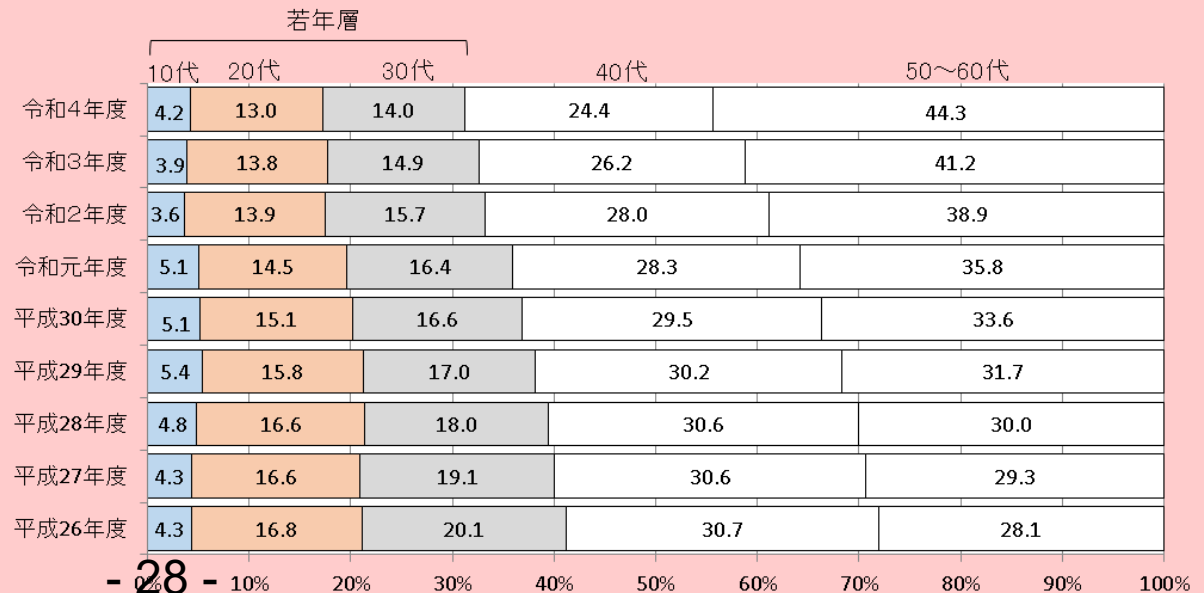
【広島県内における10代・20代の献血者数の推移】



20代の献血者数は、年々減少傾向にあるが、10代の献血者数は令和元年度には届かないものの、僅かながら増加に転じている。

10代から30代を合わせた若年層の構成比率は、年々減少傾向にあり、全体の1/3を割り込んでいる。

【広島県内における献血協力者年齢層別構成比率の推移】

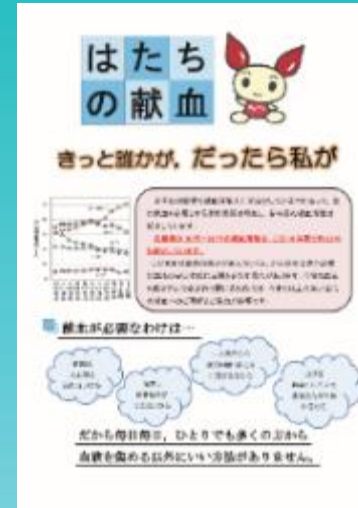


若年層に対する献血推進の取組について

普及・啓発資材の作成

■「はたちの献血」キャンペーンチラシ

県内の「はたち」の若者を中心とした若年層の献血推進を目的とし、市町が実施する成人式の式典・イベント等において、新成人等に配布している。



■高校生対象「18G（ゲージ）を乗り越えろ！」

・クリアファイル入りパンフレット及び献血キャンペーンポスター

県内の高校3年生を対象にクリアファイル入りパンフレット「18Gを乗り越えろ！」を作成配布し、1月～3月に実施している高校生限定のキャンペーンポスターを各高等学校に配布している。



若年層に対する献血推進の取組について

普及・啓発資材の作成

■ 高校生対象「18ゲージを乗り越えろ！」

・高校生限定キャンペーン

令和元年度から毎年度1月から3月まで、県内の献血ルーム2か所で高校生限定キャンペーンを実施している。

キャンペーンの際には、献血ルームに来てくれた高校生に県内の障害者就労施設で作成したお菓子をプレゼントし、献血を終えた感想やメッセージも書き込んでもらうアンケートや記念写真の撮影を実施している。

感想やメッセージ、記念写真は県の専用ホームページに掲載し、次年度の献血啓発資材に活用している。

また、今年のキャンペーン期間中に、湯崎知事が若者向けのラジオ番組に出演し、高校生キャンペーンや献血について幅広く情報を発信した。



若年層に対する献血推進の取組について

献血推進ポスターの募集と入賞作品の展示

県内の中学校、高等学校及び特別支援学校（中学部・高等部）の生徒を対象に、献血推進ポスターのデザインを募集している。

入賞者16名については、県の献血功労者と共に表彰伝達式を行い表彰を行っている。入賞者には、賞状および副賞（図書カード）を贈呈し、応募者全員に参加賞をお送りしている。

入賞作品については、県庁、献血ルームをはじめ県内各地で商業施設等の展示の他、デザインを使用した献血啓発資材等を作成している。

今年度の表彰伝達式では、「輸血享受者感謝のことば」として県医師会の常任理事で広島県献血推進審議会の会長でもある落久保（おちくぼ）裕之氏から、御自身の体験談と感謝のことばをいただいた。

【広報用募集ポスター】



【第24回 最優秀賞作品】



【広島県庁内での展示(一部)】



【表彰式プログラム】



【広島県献血推進功労者等表彰伝達式】



若年層に対する献血推進の取組について

学校における献血セミナーの開催

広島県赤十字血液センターが若年層を対象として実施する「献血セミナー」への協力について、県教育委員会をはじめ各市町教育委員会、関係機関に依頼している。

また、学生献血推進ボランティアとの連携を図り、学校等における献血の推進を促すとしている。

【献血セミナーの実績】

(中・高校生)

R元年度 31回(5,121人)
R2年度 6回(2,134人)
R3年度 14回(1,760人)
R4年度 10回(1,732人)

【学校献血の実績】

R元年度 51校
R2年度 27校
R3年度 31校
R4年度 40校



模擬献血・出前講座

次世代の献血者を育てていくため、保護者と子どもと一緒に献血に触れ合える、広島県赤十字血液センターによる商業施設での模擬献血や出前講座の推進啓発活動を行っている。

県政記者クラブにプレスリリースの依頼や、県庁内グループウェアによる掲示板を活用した広報を行っている。



これからの課題

若者（学生）のコミュニケーション促進

⇒ 生徒会交流等を通じ、献血活動を展開できないか？

献血Webサービス『ラブラッド』の普及

⇒ 献血の待ち時間を利用した登録案内ができないか？

おわりに (国への要望)

●献血取組事例の自治体担当者間での共有

●学校教育の場での献血の普及促進



第2回献血推進調査会

イトーヨーカ堂における献血推進活動

経営企画室 サステナビリティ推進部 総括マネジャー 小山 遊子

2023年10月23日

目次

1. 会社概要
2. サステナビリティ活動について
3. 献血推進活動について

目次

1. 会社概要
2. サステナビリティ活動について
3. 献血推進活動について

私たちの事業基盤は地域社会

店舗数
約22,800店
(国内)

お店があって…

ご来店頂き…

来店客数
約2,210万人/日
(国内)

グループ売上
17兆8,426億円

お買い上げ頂き…

様々な事業で…

CVS、SM
専門店
金融サービス等

190社

23年2月期

お客様の生活の場(地域社会)があってこそ、私たちの事業が成り立つ
地域社会が持続可能なものになるよう「サステナブル経営」推進が必要

いいもの。いつもの。

ひとつひとつの商品とサービスを、

お客様がもっと笑顔になれるような「いいもの」にしたい。

そして「うれしくなれるから、また明日も行こう」

お客様にそう思ってもらえるような「いつもの」お店になりたいのです。



社名	株式会社 イトーヨーカ堂
代表者	山本 哲也（代表取締役社長）
創業	1920年
資本金	400億円
売上高	イトーヨーカ堂 1兆391億200万円、ヨーク1,797億3,700万円（2023年2月期）
従業員数	イトーヨーカ堂 24,254人、ヨーク 6,547人（2023年2月末現在）
本社所在地	〒102-8450 東京都千代田区二番町8番地
事業内容	小売業
店舗展開	2023年9月時点 228店



代表取締役社長 山本 哲也

目次

1. 会社概要
2. サステナビリティ活動について
3. 献血推進活動について



グループ共通スローガン 明日にいいこと。つなげる、つづける。



セブン&アイグループの重点課題

Green Challenge 2050

- C02
- プラスチック
- 食ロス・リサイクル
- 持続可能な調達



- ①コンプライアンス（法令遵守）
- ②お客様との関係
- ③お取引先との関係
- ④株主・投資家との関係

- ⑤地域社会・国際社会との関係
- ⑥会社と役員・従業員との関係
- ⑦地球環境の保全

- ①安全で高品質な商品・サービスの提供
- ②公正で透明な取引の確保
- ③地域社会・国際社会との連携
- ④人権の尊重

- ⑤多様性の尊重と働きがいの向上
- ⑥会社の資産や情報の保全
- ⑦持続可能な社会実現への貢献
- ⑧ステークホルダーとの対話
- ⑨社会課題への取り組み（5つの重点課題）

私たちは、**お客様**に信頼される、誠実な企業でありたい。
 私たちは、**取引先、株主、地域社会**に信頼される、誠実な企業でありたい。
 私たちは、**社員**に信頼される、誠実な企業でありたい。

重点課題の改定：ステークホルダーダイアログ

2014年の特定より8年が経過し、企業が解決すべき社会課題も変化

「重点課題」の改定

● ステークホルダーアンケート

ステークホルダー	対象範囲
お客様	主要事業会社のお客様（5社）
お取引先様	主要事業会社のお取引先様
投資家（アナリスト）	小売業のアナリスト
従業員	主要事業会社の従業員
SEJ加盟店オーナー様	抽出した店舗

※5,012件の回答と1,000件を超えるご意見をいただきました。

● 有識者とのダイアログ




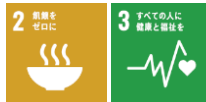





有識者

GCNJ 代表理事
有馬 利男様

コモンズ投信株式会社 会長
渋澤 健様

日本サステナブル・ラベル協会 代表理事
山口 真奈美様

重点課題の改定：7つの重点課題と具体的な取り組み ～2023年3月改定

7つの重点課題	イトーヨーカ堂の取り組み内容（一例）
<p>1. お客様とのあらゆる接点を通じて、 地域・コミュニティとともに 住みやすい社会を実現する</p>	<p>各自治体との地域包括連携協定・災害協定の締結 お届けサービス・移動販売の推進（とくし丸、ネットスーパー、OniGO） 認知症バリアフリー宣言登録、認知症サポーターの養成</p> <p>献血推進活動</p> 
<p>2. 安全・安心で健康に配慮した 商品・サービスを提供する</p>	<p>品質管理体制の構築 食品の安全・安心への取り組み（「顔が見える食品。」など） 健康に配慮した商品の販売、栄養成分の表示</p> 
<p>3. 地球環境に配慮し、脱炭素・ 循環経済・自然と共生する社会を実現する</p>	<p>省エネ活動、太陽光パネルなどの再エネ導入促進 ペットボトル回収などのサーキュラーエコノミー推進 食品ロス削減、食品リサイクル推進（セブンファーム） 持続可能な原料調達（各種認証商品の販売）従業員の環境教育（エコ検定）</p> 
<p>4. 多様な人々が活躍できる社会を実現する</p>	<p>店舗でのマタニティ育児相談実施、ちびっこ職場体験、小中学校の体験学習 ユニバーサルデザインを採用した店舗づくり、ノーマライゼーション推進</p> 
<p>5. グループ事業を担う人々の働きがい・ 働きやすさを向上する</p>	<p>エンゲージメント向上委員会設置、従業員の能力向上支援 女性活躍推進、健康経営の推進 従業員への人権啓発、障がい者雇用の促進</p> 
<p>6. お客様との対話と協働を通じて エシカルな社会を実現する</p>	<p>お客様相談窓口の設置とお客様の声収集 店舗フードドライブの実施、募金活動、ベルマーク活動</p> 
<p>7. パートナーシップを通じて 持続可能な社会を実現する</p>	<p>お取引先CSR監査 社会インフラとしてのサービス拡充</p> 

目次

1. 会社概要
2. サステナビリティ活動について
3. 献血推進活動について

イトーヨーカ堂は昭和44年から54年間にわたり献血会場の提供を中心に協力
日本赤十字社各献血センターとイトーヨーカ堂各店舗で調整し、献血活動を実施

2019年時点

54

店舗実施



新型コロナウイルス感染症影響下 変化する社会課題

新型コロナウイルス
感染症拡大

献血機会減少



献血量確保へ

各地域の日本赤十字社血液センターより血液不足を背景にバス献血会の依頼 各店舗が率先して取り組み報告があがる

献血不足解消に向けた地域貢献活動 『店舗での献血事業への協力』

イトーヨーカドー屯田店
2020/3/8

地域の皆さまの暖かい献血事業へ
のご協力に感謝申し上げます。



北海道内での緊急事態宣言後、献血機会が減っているという社会的課題があり、イトーヨーカドー屯田店では、日本赤十字社の要請を受けて地域の拠点として献血場所の提供を行いました。献血に際しては、コロナウイルス対策として全員がマスクを着用し並びの間隔を開けて、手指の消毒など衛生管理の徹底を行い実施。献血は2日間開催し、213人の地域の皆さまから献血のご協力をいただきました。



献血推進活動について コロナ禍における献血活動

イトーヨーカドー東大和店

2020/5/23



地域の赤十字血液センターより、週末3か所で予定していたバスによる献血を全て断られ急遽実施場所の提供依頼がありました。通常は年に数回協力しているが、献血不足の趣旨に賛同しバスによる献血会を実施。献血にご協力いただいたお客様は40人、緊急事態宣言中のため通常時の6割程度でしたが、センター職員の方は、まだまだ献血が不足しており、実施回数を増やすことで対応をしなければならないと話されていました。

- 47 -

イトーヨーカドー知多店

2020/6/7



新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため休止していた献血活動ですが、血液不足もあり活動を再開。

入口の空スペースで献血バスを誘致しお客様へ献血を呼びかけました。

お客様の血液不足の認識の高まり、晴天にも恵まれた事もあって献血人数は65名と通常の1.5倍くらいのご協力人数となりました。今後も活動の協力を実施していきます。

当時、変化する社会課題に即座に対応するため『コロナ対策会議』を毎日実施
血液不足を社会課題と捉え積極的に推進することを決定



2020年時点
54 → 79
店舗実施拡大



マスク着用・手指消毒、間隔をあけて並ぶなど万全な衛生管理、安全・安心に献血をしていただける環境づくり

20年7月「愛の血液助け合い運動」に合わせて実施 店舗数拡大・ニュースリリースやホームページで外部発信、献血者数前年比140.6%

2020年7月13日
株式会社イトーヨーカ堂
日本赤十字社

NEWS RELEASE

7月は「愛の血液助け合い運動」実施期間
イトーヨーカドー店舗での献血活動を強化
全国79店舗に献血バスが来店

株式会社イトーヨーカ堂（東京都千代田区、代表取締役社長：三枝 富博）と日本赤十字社（東京都 港区、社長：大塚 義治）は、2020年7月の「愛の血液助け合い運動」に合わせて、店舗での献血活動を強化いたします。7月以降、昨年度も実施した54店舗に、新たに25店舗を加えた全国のイトーヨーカドー79店舗に献血バスが来店し、地域のみならず、献血のご協力をお願いしてまいります。

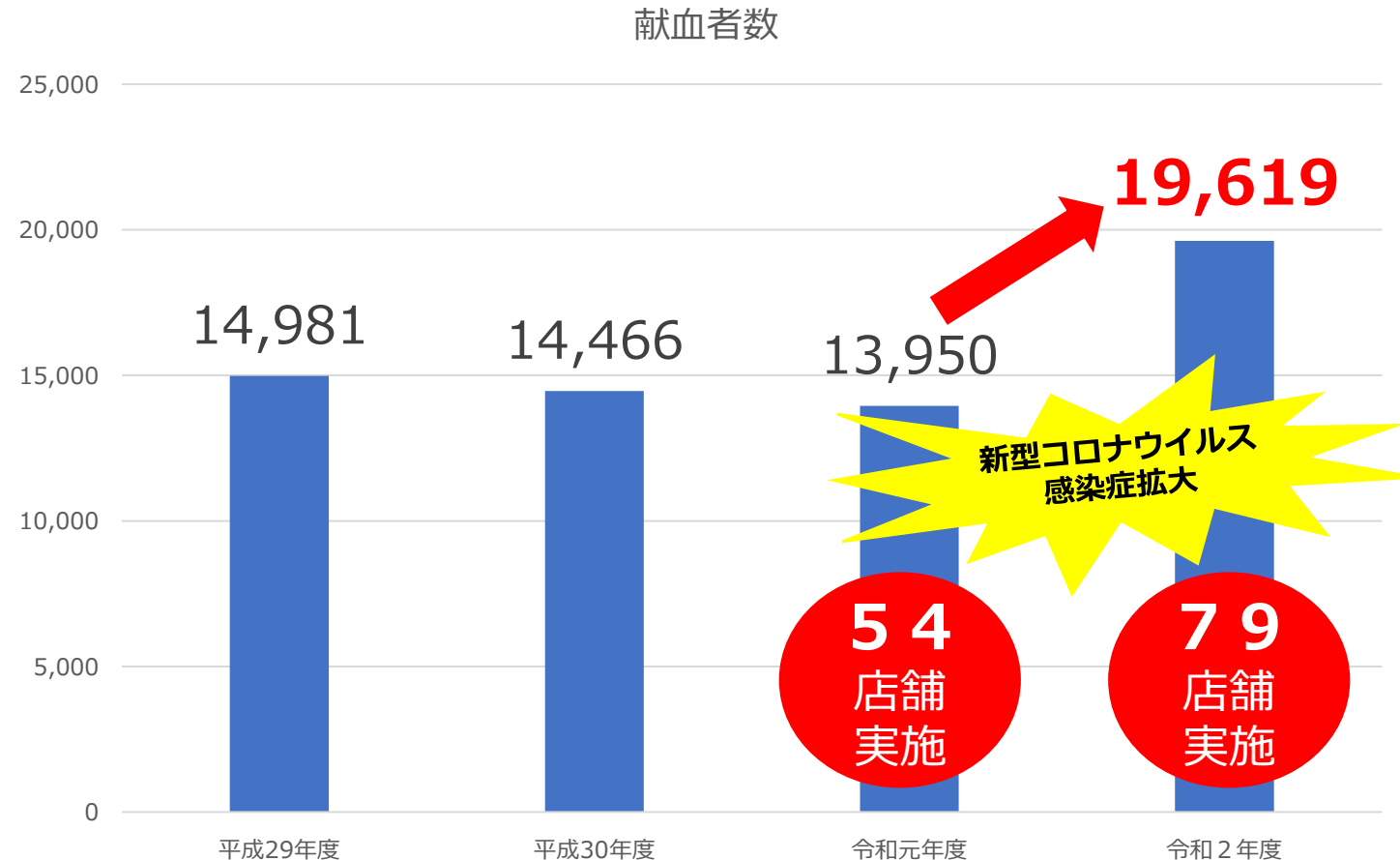
昨年、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために外出を控える方が多く、献血にご協力いただける方の人数が減少しています。イトーヨーカドーでは、お買い物ついでに献血にご協力いただけるよう、日本赤十字社の献血活動を応援いたします。

【実施概要】

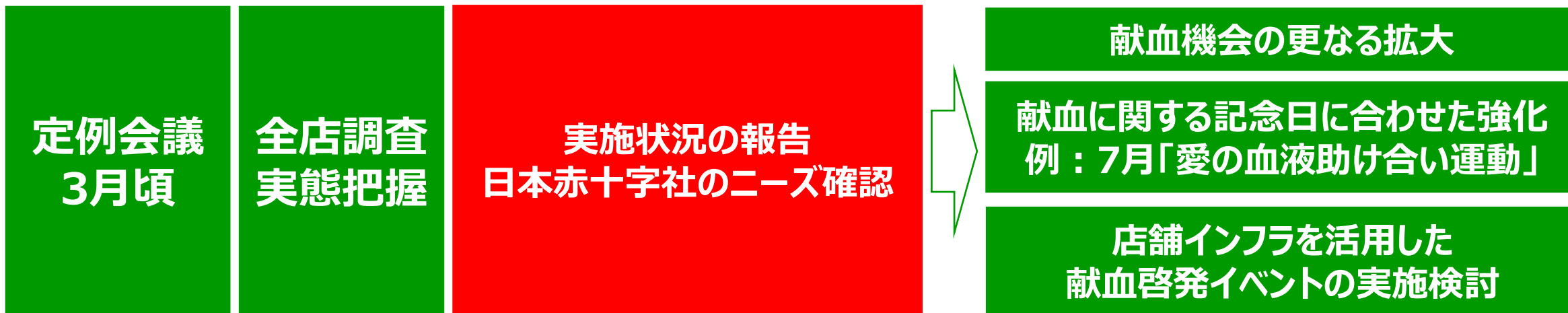
- ◆実施店舗：イトーヨーカドー79店舗
※東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、北海道、青森県、福島県、長野県、静岡県、大阪府（1都1道1府7県）の一部店舗
- ◆実施時期：2020年7月～ 各店の実施日は下記のURLよりご確認ください。
URL：<http://www.jrc.or.jp/donation/>
- ◆内容：日本赤十字社の献血バスが来店し、献血活動を実施。

▲献血活動実施の様子

以上



今後の献血活動推進体制：日本赤十字社とイトーヨーカ堂本部による定期会議を実施



献血を実施している店舗

- ・現在の実施状況により、献血バスの配車を増回
※定期的に献血されるお客様ニーズへの対応
- ・ポスター掲出、SNSによる献血の事前周知
- ・店内放送により、当日の献血についての周知
- ・現在の実施状況により、献血バスや受付場所の変更
- ・血液在庫の状況により、献血バスの受入れ

献血を実施していない店舗

- ・新しく献血を実施
- ・久しぶりに献血を実施
- ・周辺で献血を実施している際のポスター掲示



未来世代への啓発活動検討

第59回献血運動推進全国大会において「昭和天皇記念献血推進賞」を受賞 全従業員に共有し、気持ちを新たに献血活動の推進を確認

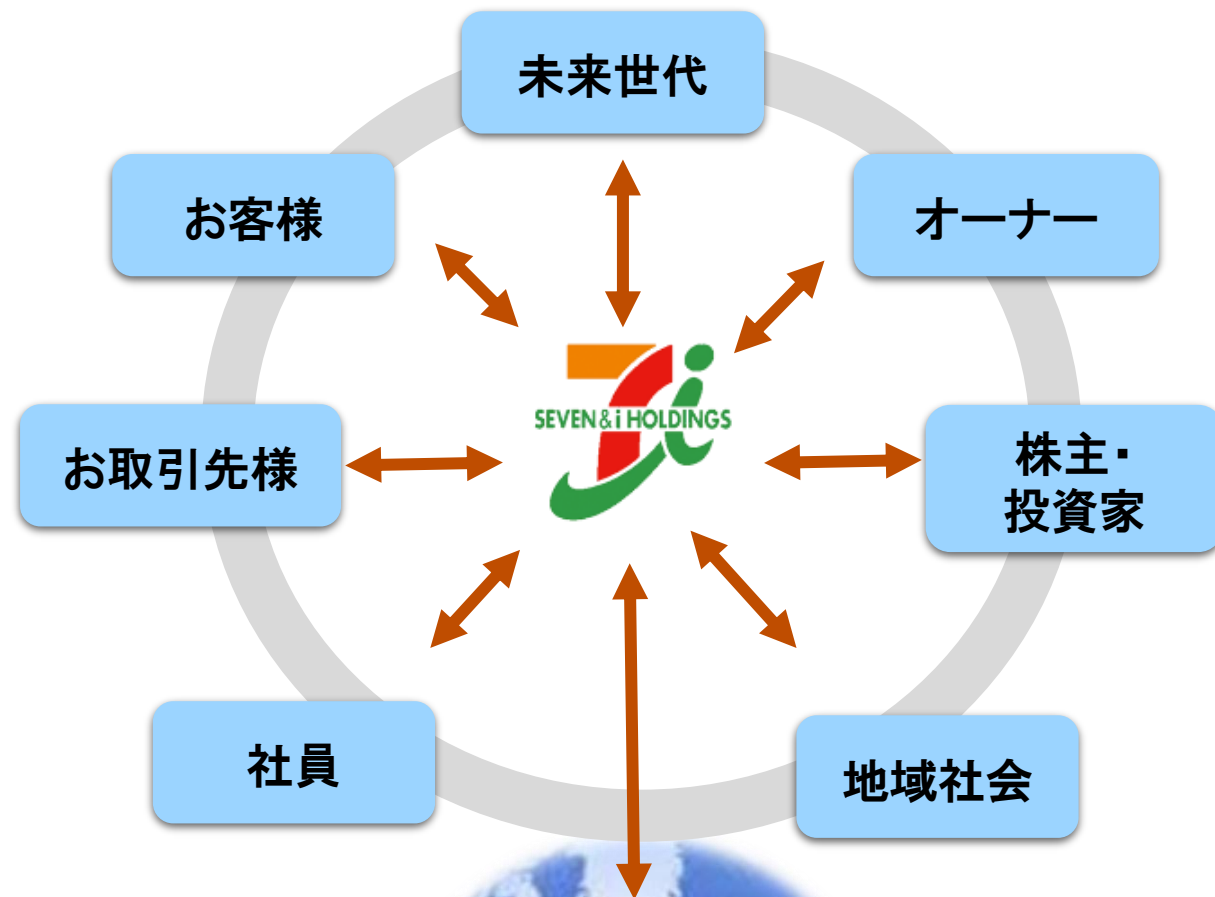


受賞については、全社会議を通じて全従業員に報告。トロフィーは、受付横商談エリアに飾っています。

17 パートナーシップで
目標を達成しよう

パートナーシップで 目標を達成しよう

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



社是

私たちは、**お客様**に信頼される、誠実な企業でありたい。
 私たちは、**取引先、株主、地域社会**に信頼される、誠実な企業でありたい。
 私たちは、**社員**に信頼される、誠実な企業でありたい。

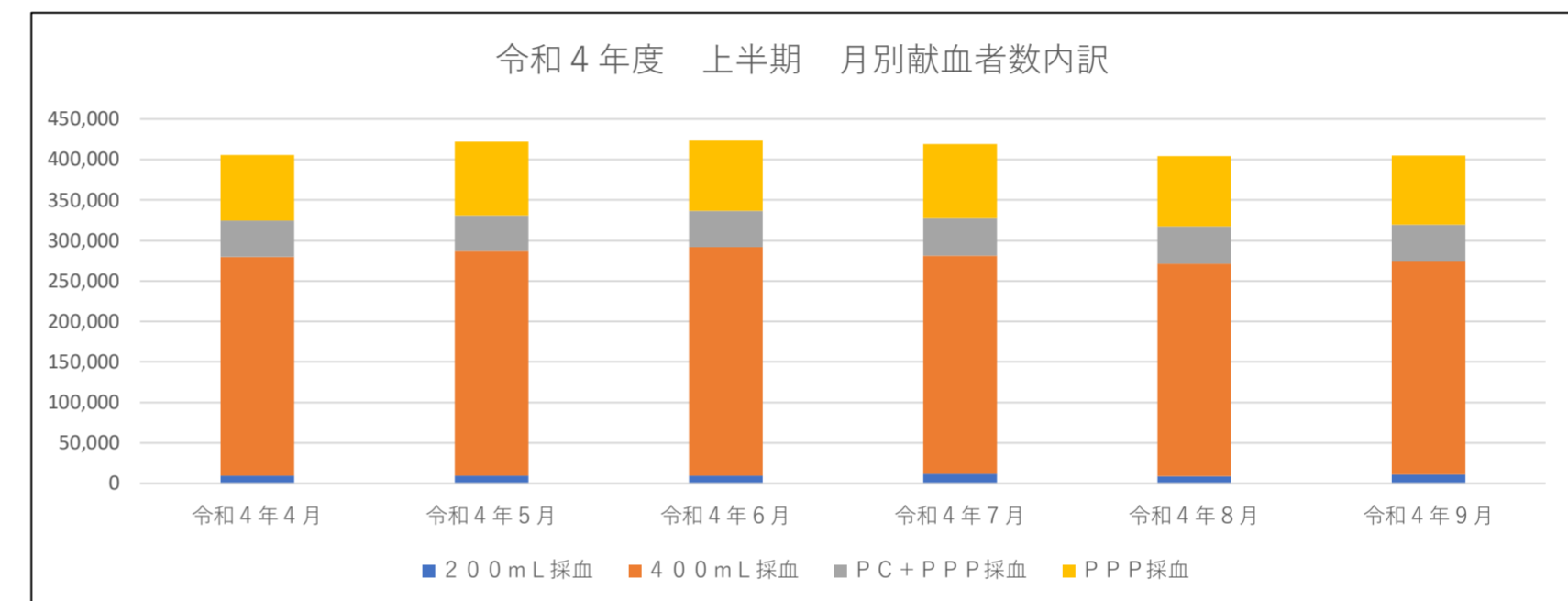
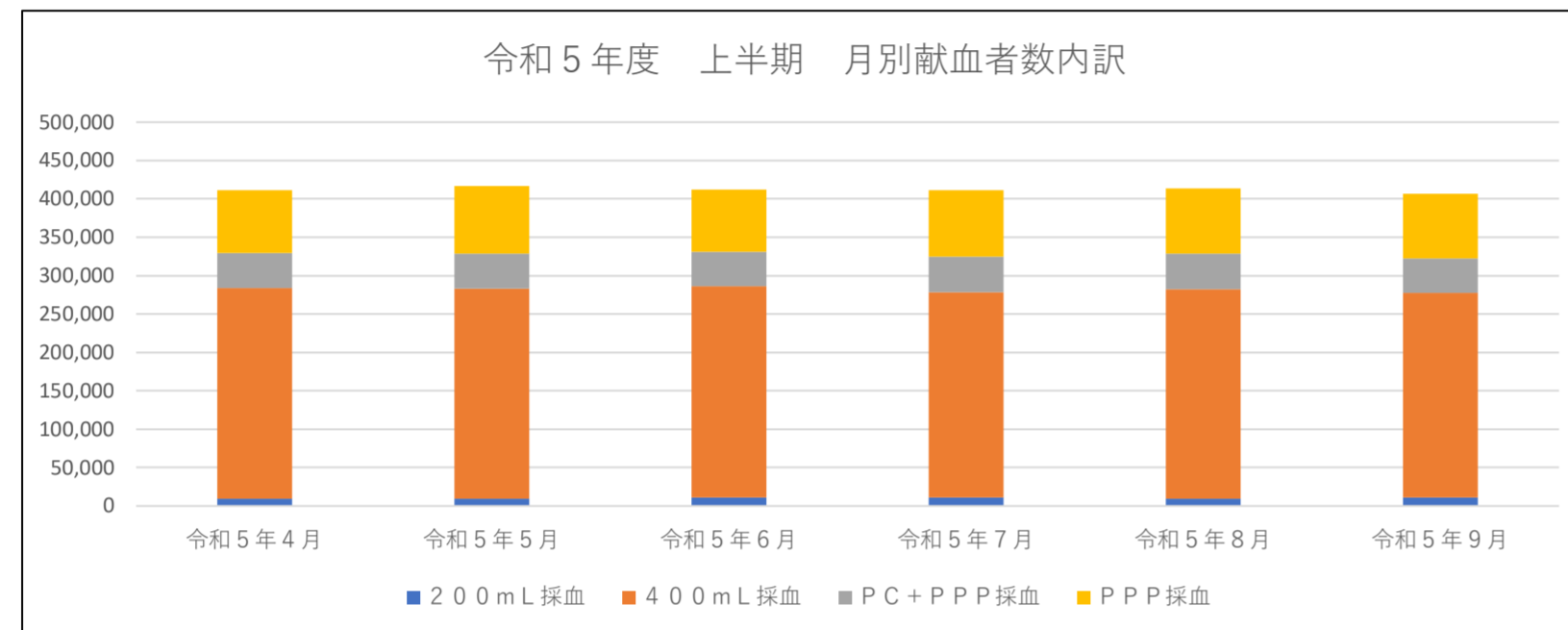
令和5年度上半期モニタリング結果について

令和5年度第2回献血推進調査会
資料3

1. 原料血漿の確保状況
2. 採血状況

(人)

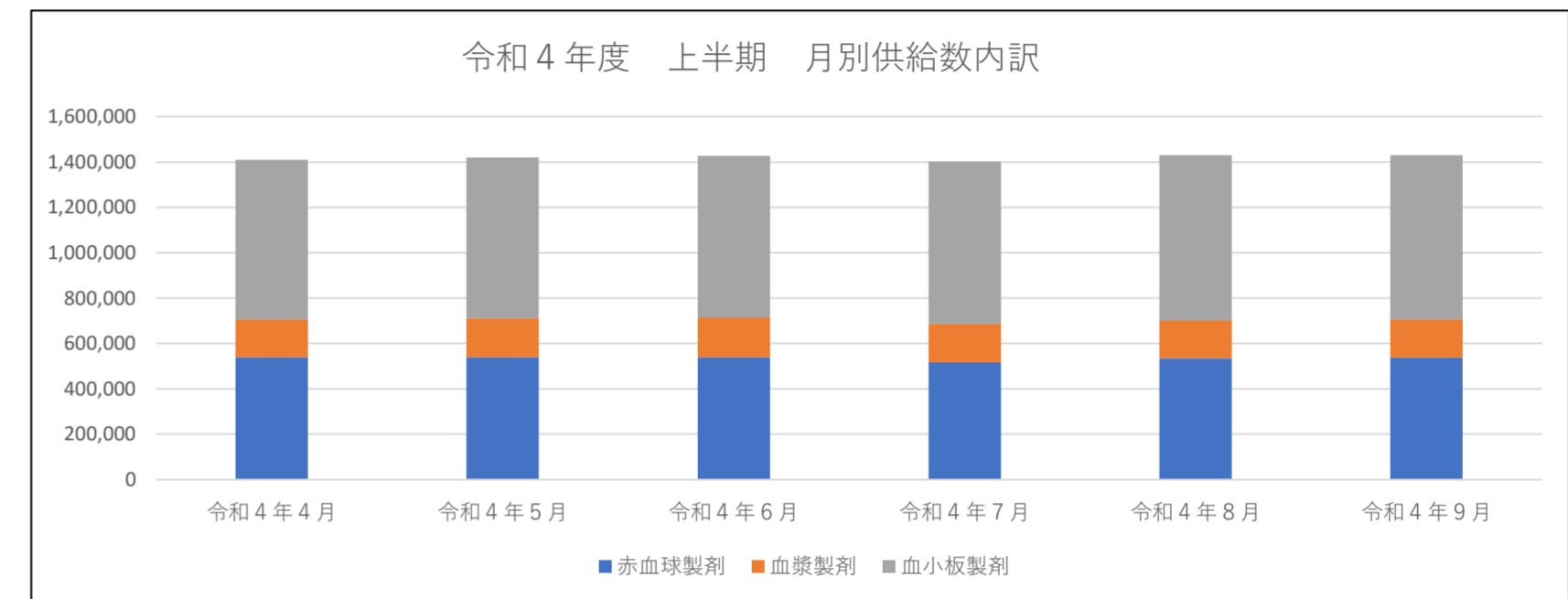
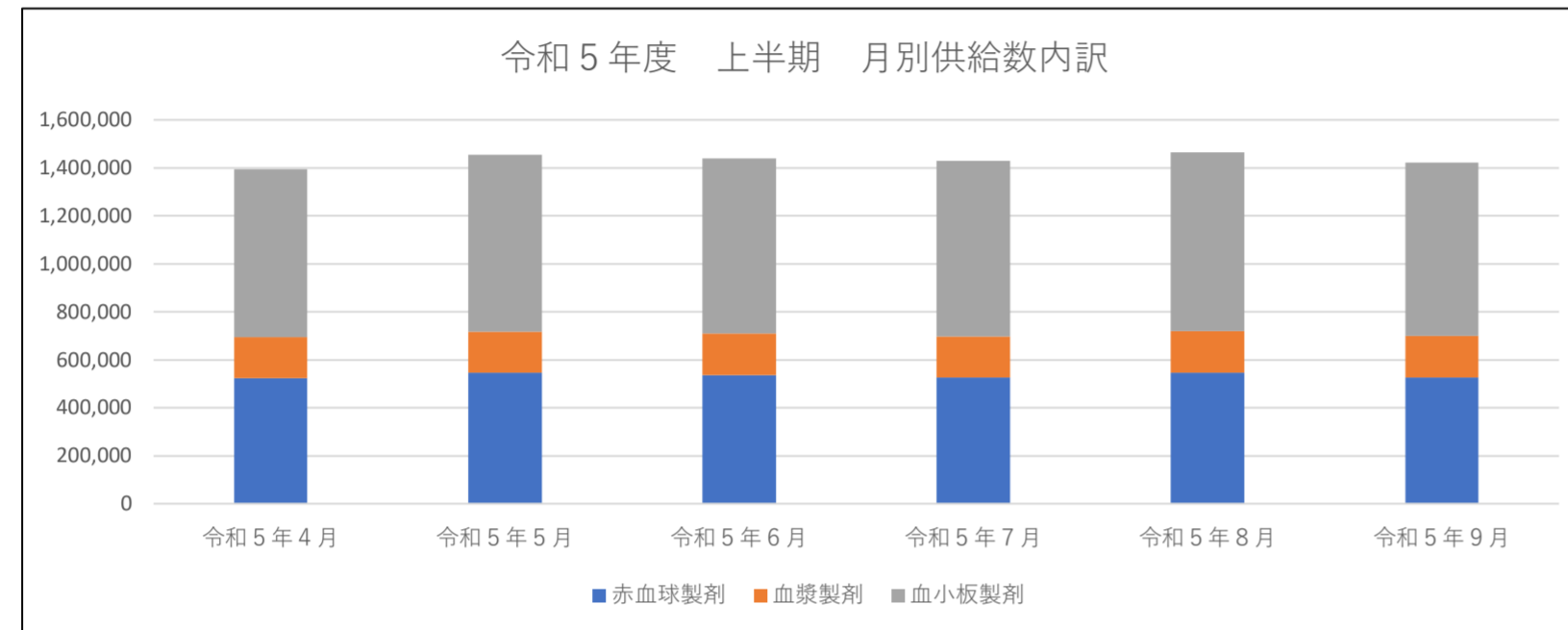
採血種別	4月			5月			6月			7月			8月			9月			上半期合計		
	令和5年4月	令和4年4月	差異	令和5年5月	令和4年5月	差異	令和5年6月	令和4年6月	差異	令和5年7月	令和4年7月	差異	令和5年8月	令和4年8月	差異	令和5年9月	令和4年9月	差異	令和5年度	令和4年度	差異
200mL採血	9,798	9,875	-77	9,237	9,211	26	11,186	9,750	1,436	10,644	11,647	-1,003	9,192	8,853	339	11,389	10,652	737	61,446	59,988	1,458
400mL採血	273,951	270,050	3,901	273,981	277,353	-3,372	275,378	282,354	-6,976	267,792	269,245	-1,453	273,197	262,343	10,854	266,390	263,832	2,558	1,630,689	1,625,177	5,512
PC+PPP採血	45,509	44,996	513	45,341	44,697	644	44,837	44,459	378	46,594	46,705	-111	46,078	46,047	31	44,924	45,027	-103	273,283	271,931	1,352
PPP採血	82,329	80,958	1,371	87,948	91,094	-3,146	80,793	86,643	-5,850	85,967	91,925	-5,958	85,224	87,252	-2,028	84,262	85,152	-890	506,523	523,024	-16,501
合計	411,587	405,879	5,708	416,507	422,355	-5,848	412,194	423,206	-11,012	410,997	419,522	-8,525	413,691	404,495	9,196	406,965	404,663	2,302	2,471,941	2,480,120	-8,179



3. 供給状況

(単位)

採血種別	4月			5月			6月			7月			8月			9月			上半期合計		
	令和5年4月	令和4年4月	差異	令和5年5月	令和4年5月	差異	令和5年6月	令和4年6月	差異	令和5年7月	令和4年7月	差異	令和5年8月	令和4年8月	差異	令和5年9月	令和4年9月	差異	令和5年度	令和4年度	差異
赤血球製剤	523,467	538,898	-15,431	545,119	539,111	6,008	536,016	538,824	-2,808	526,847	515,576	11,271	545,454	534,169	11,285	526,694	536,176	-9,482	3,203,597	3,202,754	843
血漿製剤	171,509	166,755	4,754	170,924	172,099	-1,175	174,564	175,309	-745	169,958	170,138	-180	174,411	167,849	6,562	173,366	169,438	3,928	1,034,732	1,021,588	13,144
血小板製剤	700,470	703,415	-2,945	739,815	709,243	30,572	728,090	712,574	15,516	732,899	716,335	16,564	744,395	726,564	17,831	721,480	723,376	-1,896	4,367,149	4,291,507	75,642
合計	1,395,446	1,409,068	-13,622	1,455,858	1,420,453	35,405	1,438,670	1,426,707	11,963	1,429,704	1,402,049	27,655	1,464,260	1,428,582	35,678	1,421,540	1,428,990	-7,450	8,605,478	8,515,849	89,629



4. 令和5年度上半期実献血者におけるラブラッド会員の割合（令和5年4月～令和5年9月）

※実献血者数については、各期間内（上半期・月）における実献血者数を抽出している為、累計値と単月値は一致しない。

I. 令和5年度上半期 累計

会員区分	実献血者数		差異
	令和5年上半期	令和4年上半期	
ラブラッド会員	1,215,695	1,131,356	84,339
会員割合	69.9%	67.0%	
非会員	524,681	558,007	-33,326
非会員割合	30.1%	33.0%	
合計	1,740,376	1,689,363	51,013

II. 月別

会員区分	実献血者数		差異	実献血者数		差異	実献血者数		差異	実献血者数		差異	実献血者数		差異			
	令和5年4月	令和4年4月		令和5年5月	令和4年5月		令和5年6月	令和4年6月		令和5年7月	令和4年7月		令和5年8月	令和4年8月		令和5年9月	令和4年9月	
ラブラッド会員	284,936	271,579	13,357	293,442	287,559	5,883	288,847	287,609	1,238	289,151	284,097	5,054	297,822	282,811	15,011	288,630	278,482	10,148
会員割合	74.3%	71.6%		75.5%	73.0%		74.6%	72.4%		75.8%	73.0%		76.8%	74.8%		76.0%	73.6%	
非会員	98,758	107,564	-8,806	95,421	106,133	-10,712	98,361	109,596	-11,235	92,065	104,887	-12,822	89,844	95,164	-5,320	91,388	100,108	-8,720
非会員割合	25.7%	28.4%		24.5%	27.0%		25.4%	27.6%		24.2%	27.0%		23.2%	25.2%		24.0%	26.4%	
合計	383,694	379,143	4,551	388,863	393,692	-4,829	387,208	397,205	-9,997	381,216	388,984	-7,768	387,666	377,975	9,691	380,018	378,590	1,428

令和6年度

予算概算要求の主要事項



【計数整理の結果、異同を生ずることがある。】

— 目 次 —

I 令和6年度予算概算要求の姿	1
…要求・要望額(一般会計)、要求額(特別会計)、予算の概算要求基準の概略図。	
○ 令和6年度厚生労働省予算概算要求の姿(一般会計、特別会計)	
○ 令和6年度厚生労働省予算概算要求のフレーム	
○ 令和6年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について	
II 令和6年度予算概算要求のポイント	5
…概算要求の重点要求(ポイント)等について整理し、取りまとめたもの。	
III 主要施策集	15
…概算要求の重点要求(ポイント)等の代表的な施策を詳細に整理し、取りまとめたもの。	
○ 今後の人口動態・経済社会の変化を見据えた保健・医療・介護の構築	
○ 構造的人手不足に対応した労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進	
○ 包摂社会の実現	
IV 令和6年度厚生労働省関係財政投融资資金計画等要求の概要	127
…財政投融资資金計画等要求の概要を取りまとめたもの。	

Ⅲ 主要施策集

I. 今後の人口動態・経済社会の変化を見据えた保健・医療・介護の構築

医療・介護におけるDXの推進・・・19

- 医療・介護のイノベーションに向けたDXの推進
 - ▶保健医療介護情報の活用促進のための情報の標準化の推進と全国医療情報プラットフォーム・介護関連データ活用のための基盤等の整備・・・19
 - ▶マイナンバーカードと保険証の一体化の推進・・・
 - ▶電子処方箋の全国的な普及拡大や機能向上の推進・・・20
 - ▶診療報酬改定DXの取組の推進・・・21
 - ▶科学的介護推進のためのデータベースの機能拡充・・・22
 - ▶介護分野へのテクノロジーの導入等による生産性向上の取組を通じた介護サービスの質の向上・・・22
 - ▶整合的かつ効率的な審査支払機能の運用に向けた国保総合システムの改修・・・25
 - ▶医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化・・・26

医薬品等のイノベーションの推進・・・27

- 医薬品・医療機器等の実用化促進、安定供給、安全・信頼性の確保
 - ▶希少疾病用・小児用等のドラッグラグ・ドラッグロスへの対応に向けた希少疾病用医薬品指定の早期化・拡大、小児用薬の開発計画の策定等に向けた体制整備・・・27
 - ▶臨床開発・薬事規制調和に向けたアジア拠点の強化・・・28
 - ▶リアルワールドデータの薬事活用の推進・・・29
 - ▶医療系ベンチャーの成果創出支援・・・30
 - ▶後発医薬品の信頼確保のための体制・取組の強化・・・30
 - ▶大麻に関する制度見直しに伴う規制体制整備・薬物乱用防止対策の拡充・・・32
 - ▶プログラム医療機器の早期実用化の促進・・・32
 - ▶革新的医療機器・再生医療等製品の国際標準獲得の推進・・・33
 - ▶緊急避妊薬の適正販売に向けた調査事業の促進・・・33
 - ▶海外依存度の高い原薬等の供給リスク低減に向けた支援の促進・・・34
 - ▶献血血液の確保対策・・・36

○イノベーションの基盤構築の推進

- ▶がん・難病の全ゲノム解析等の推進・・・36
- ▶患者還元型・臨床指向型AI創薬研究のためのプラットフォームによる、医学研究・創薬の活性化及び医師・研究者の育成支援・・・37
- ▶医薬品・医療機器開発におけるレジストリ(疾患登録システム)の活用を加速させるクリニカル・イノベーション・ネットワーク構想の推進・・・37
- ▶再生・細胞医療・遺伝子治療の実用化の促進・・・38
- ▶次世代バイオ医薬品の製造・開発を担う人材の育成支援・・・39
- ▶日本医療研究開発機構(AMED)における研究及び厚生労働科学研究の推進・・・39
- ▶産業振興拠点の設置による革新的医療機器の創出に必要な人材育成及び企業への伴走支援・・・40

地域医療・介護の基盤強化の推進等・・・41

○地域医療構想等の推進

- ▶地域医療介護総合確保基金等による地域医療構想の推進、医師偏在対策への支援・・・41
- ▶かかりつけ機能が発揮される制度の円滑な施行に向けた施策の推進
- ▶医療従事者の勤務環境改善に向けた働き方改革の推進・・・45
- ▶薬局薬剤師の専門性の高度化・在宅薬物治療提供体制の強化・・・46

○地域包括ケアシステムの構築

- ▶地域医療介護総合確保基金等による地域の事情に応じた介護サービス提供体制の整備及び介護人材の確保支援・・・47
- ▶地域づくりの加速化のための市町村に対する伴走的支援等の実施
- ▶介護施設等の防災・減災対策の推進・・・49

I. 今後の人口動態・経済社会の変化を見据えた保健・医療・介護の構築

○救急・災害医療体制等の充実

- ▶災害医療における情報収集機能等の強化・・・50
- ▶医療施設等の防災・減災対策、DMAT・DPAT体制の整備・強化・・・51
- ▶災害時の保健・医療・福祉に関する横断的な支援体制の構築・・・53
- ▶ドクターヘリ・ドクターカーの活用による救急医療体制の強化・・・54

健康づくり・予防・重症化予防、認知症施策の推進等・・・55

○健康づくり・予防・重症化予防の推進

- ▶高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進・・・55
- ▶糖尿病性腎症の重症化予防事業や予防・健康づくりに関する大規模実証事業などの保健事業等への支援・・・55
- ▶「女性の健康」ナショナルセンター機能の構築・・・57

○認知症施策の総合的な推進

- ▶共生社会の実現に向けた本人発信支援や地域づくり支援、認知症の人やその家族の相談支援体制と若年性認知症の人への支援体制の推進等・・・57
- ▶認知症に対する早期発見・早期診断及び治療・進行抑制、介護方法、社会環境の整備等に対する研究等の推進・・・58
- ▶認知症の人やその家族を含めた包括的な支援等を図るため、地域包括支援センターが行う業務のICT化等に係る支援・・・59

○がん対策、循環器病対策等の推進

- ▶効果的・効率的な子宮頸がん検診の実施に向けた支援を含むがん対策の推進、HPVワクチンの相談支援体制の確保・・・59
- ▶脳卒中・心臓病等患者の包括的な支援体制の構築・・・60
- ▶リウマチ・アレルギー疾患、慢性腎臓病(CKD)対策の推進・・・61

○肝炎対策の推進

- ▶肝炎患者等の重症化予防の推進・・・62
- ▶肝がん・重度肝硬変の治療研究の促進・・・62

○難病・小児慢性特定疾病対策等の推進

- ▶難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進・・・63
- ▶移植医療対策の推進・・・63

○歯科保健医療の推進

- ▶健康寿命延伸に向けた生涯を通じた歯科健診等の歯科口腔保健の推進・・・64
- ▶地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制の構築・・・66

○国際機関等を通じた国際貢献の推進・医療の国際展開

- ▶開発途上国向けの医薬品研究開発及び保健システムの強化等の支援、諸外国への人材派遣等による日本の医療技術等の国際展開の推進
- ▶ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の達成を目指した関係国際機関等への拠出、薬剤耐性対策に関する研究開発等の推進・・・68

○食の安全・安心の確保

- ▶経済連携協定の推進による輸入食品増加に伴う監視体制の強化・・・70

感染症対策の推進・体制強化・・・70

○次なる感染症に備えた体制強化

- ▶国立健康危機管理研究機構の設立に向けた体制整備・・・70
- ▶保健所や地方衛生研究所等の体制整備・・・71

安定的で持続可能な医療保険制度の運営確保・・・72

○被用者保険への財政支援・・・72

献血血液の確保対策

新規

推進枠

献血血液の確保対策事業

医薬・生活衛生局血液対策課（内線2906、2908）

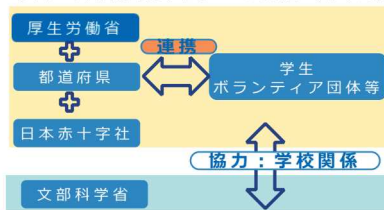
令和6年度概算要求額 20百万円（-）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 毎年、医療需要に応じた血液の確保目標量を達成し、血液製剤の安定供給は確保されているが、近年、免疫グロブリン製剤などの血漿分画製剤の需要が増加傾向にあり、人口構造の変化に伴う献血可能人口の減少、特に10代～30代の若年層の献血者数が減少しているといった課題がある。将来に渡る必要な血液量の確保に向けて、今後の献血を支える若年層へ献血に関する普及啓発を一層推進する必要があるため、小中学校からの献血教育の推進に向けて、厚生労働省では中学生用テキストを作成するとともに、中高校生を対象にした同世代に対する普及啓発活動の発表会を開催する事業を行う。

2 事業の概要・スキーム

- 将来に渡る必要な血液量の確保に向けて、献血可能年齢前である中学生を対象に、献血制度の理解促進とともに、中学生でも活動できる献血ボランティアを紹介したテキストを令和7年度に作成し、配布する。令和6年度は、準備として、テキスト内容のデザインを行う。
- 効果的な普及啓発に当たり、中高校生の部活動や生徒会活動の一環として行われている献血の普及啓発活動について、同世代に対する活動により関心を生む効果も期待されるため、生徒の学生ボランティア団体の活動を促進する体験発表会等イベントを開催する。令和6年度は、準備として、各地の実例を調査し、イベント枠組み構築に関する企画・運営をコンサルタントに依頼する。実例調査、コンサルタントの結果を受けて、令和7年度以降の体験発表会等イベント開催に向けた体制を整備する。



普及啓発活動

学校関係：高校生向けテキスト配布、出張授業、
中学生向けテキスト配布、体験発表会 等

学校関係

小学生

中学生

高校生

3 実施主体等

実施主体：国